

**【新設】（特定株式の取得の日の判定）**

**66 の 13-1** 措置法第 66 条の 13 第 1 項に規定する特定株式（以下「特定株式」という。）の取得の日の判定は、次による。ただし、外国法人の発行した特定株式について、その本店又は主たる事務所の所在する国の法令にこれと異なる定めがある場合には、当該法令に定めるところによる。

- (1) 金銭の払込みによる増資により取得した特定株式は、当該払込みの期日（当該払込みの期間が定められている場合には当該払込みを行った日）による。
- (2) 新株予約権の行使（新株予約権付社債に係る新株予約権の行使を含む。）により取得した特定株式は、当該新株予約権を行使した日による。

**【解説】**

- 1 本制度は、指定期間内の日を含む各事業年度の指定期間内において特定株式を取得し、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合に適用を受けられる（措法 66 の 13①）。

また、共同化継続証明書にその取得の日から 5 年を経過した特定株式として記載された特定株式に係る特別勘定の金額については、その後の事業年度に特別勘定の取崩し事由に該当する事由が発生した場合でも益金の額に算入されないこととされている（措法 66 の 13②、措令 39 の 24 の 2 ⑩、措規 22 の 13⑨）。本通達は、この「取得の日」とはどのような日をいうのかについて明らかにしている。

- 2 本通達の(1)では、金銭の払込みによる増資により取得した特定株式についての取得の日を明らかにしている。

会社法の下では、その発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集をしようとするときは、会社は金銭の払込みの期日（払込期日）を定めなければならないが、払込期日に代えて、その期間（払込期間）を定めることもできるととされている（会社法 199①四）。そして、募集株式の引受人は、会社が払込期日を定めた場合には当該期日に株主となることとされ（会社法 209①一）、会社が払込期間を定めた場合には出資の履行をした日、すなわち、募集株式の払込金額の全額を払い込んだ日において株主となることとされている（会社法 209①二）。

そこで、税務上もこの会社法の規定に合わせて、金銭の払込みによる増資が行われた場合において、払込みの期日を定めたときは当該期日、払込みの期間を定めたときは当該払込みをした日において、それぞれ特定株式の取得があったものとして取り扱うこととしている。本通達の(1)によりこのことを明らかにしている。

- 3 本通達の(2)では、新株予約権の行使（新株予約権付社債に係る新株予約権の行使を含む。）により取得した特定株式についての取得の日を明らかにしている。

会社法では、新株予約権を行使する新株予約権者は、当該新株予約権を行使する日に、当該新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額を払い込まなければならないこととされている（会社法 281①）。また、新株予約権を行使した新株予約権者は、当該新株予約権を行使した日に、当該新株予約権の目的である株式の株主と

なるとされている（会社法 282①）。これらの規定を踏まえ、税務上も、新株予約権の行使による特定株式の取得の日は新株予約権の行使の日として取り扱うこととしている。本通達の(2)によりこのことを明らかにしている。

4 ところで、本通達の(1)及び(2)は、いずれも特定株式の発行法人が内国法人であることを前提として、その設立準拠法である会社法の規定を踏まえ、その特定株式の取得の日を明らかにしているものであるが、外国法人については、その性質上、その設立準拠法を基準として特定株式の取得の日を判断しなければならない。そこで外国法人が発行した特定株式の取得の日については、その本店所在地国の現地法令の規定に本通達に定めるところと異なる定めがある場合には、その本店所在国の法令に従ってその判断をすることとしている。本通達本文のただし書においては、そのことを明らかにしている。

5 連結納税制度においても、同様の通達（連措通 68 の 98－1）を定めている。